

保育園の転所について

【ご意見要旨】

先日、第二子が保育園の承諾通知を頂いたのですが、残念ながら第一希望の園ではありませんでした。つくばみらい市は兄弟が保育施設を利用している場合のみ、年度の途中でも同じ保育所に転所が可能ですが、誰でも年度の途中で転所手続き出来るようには出来ないのでしょうか？もしくは兄弟が2号、3号認定という現状に加えて、兄弟が新2号認定という条件も追加していただけないのでしょうか？我が家の第一子は市内の認定こども園に1号認定(新2号)で通っているため、年度途中の転所手続きは対象外でした。新2号で働く条件は、2号、3号認定の条件と変わらないのに、上の子と同じ施設への転所は4月まで出来ないというのは正直不満です。これからのまちづくりのためにも、ぜひ検討していただけたらと思います。よろしくお願い致します。

【回答要旨】

年度途中での転所申請についてですが、入所後すぐに転所となりますと、年間を見通した保育所利用準備をしている施設に大きな負担がかかること、また、認定こども園につきましても、認定こども園の幼稚園部と保育園部では、入所方法や利用目的が異なることから、転所の申請は原則、年度当初に限らせていただいております、別々の保育施設(保育園部)にきょうだいが入所している場合のみ年度途中の申請を受け付けております。

しかし、保育施設と同等の状況で幼稚園部を利用されている方々の状況を踏まえ、「認定こども園の幼稚園部を利用しており、かつ新2号認定を有している場合」等においても年度途中の転所申請ができるよう、早急に見直してまいります。

見直しを行った場合は、市ホームページ等で広く周知してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

(令和3年 3月回答)